

社会保障審議会障害者部会	
第 156 回 (R8. 6. 5)	参考資料 2

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン (案)

令和●年●月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

こども家庭庁 支援局

目次

1. ガイドラインの概要.....	1
(1) 背景と目的	1
(2) ガイドラインの概要.....	2
2. 事業者指定申請の全体像.....	4
(1) 指定権者の役割.....	4
(2) 新規指定の一般的な流れ.....	5
(3) 指定事務におけるサービスの質確保に向けた取組事例.....	9
(4) その他の指定に関連する手続きについて.....	14
(5) 【参考】サービス種別のガイドラインについて.....	20
(6) 【参考】サービス種別の指定基準について.....	20
3. 総量規制について.....	21
(1) 概要	21
(2) 制度の背景・目的.....	22
(3) 総量規制の活用の流れ.....	22
(4) 総量規制の活用事例.....	26
(5) 留意事項	30
4. 意見申出制度	32
(1) 意見申出制度の概要.....	32
(2) 制度の背景・目的.....	32
(3) 活用の流れ	33
(4) 意見申出制度の活用事例.....	37
(5) 留意点	38

1. ガイドラインの概要

(1) 背景と目的

障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきている。事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、サービスの質の確保が極めて重要な課題となっている。

こうした状況下で、事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市）は、サービスの質確保という観点で、非常に重要な役割を担っている。

事業者指定事務の重要性が増す一方で、その運用状況は指定権限ごとにばらつきがある状況であり、指定事務の実務的な運用の多くは各自治体の裁量に委ねられている現状がある。また、事業者指定に関連する制度として、都道府県等が指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる仕組み（いわゆる総量規制。以下単に「総量規制」という。）や、令和6年4月からは、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図ることを目的に、都道府県が行う事業者指定及び指定更新に対し市区町村が関与できる仕組み（以下「意見申出制度」という。）が創設されたが、活用している自治体は一部に限られているのが現状である。

以上を踏まえて、本ガイドラインは、総量規制や意見申出制度等の法的枠組みを効果的に運用し、都道府県等の指定事務を支援することを目的として、事業者指定事務の全体像や指定事務に関連する制度の概要を体系的にまとめた資料として作成したものである。指定の手引きやガイドラインを策定していない自治体においては、日々の指定事務や引継ぎ時の参考資料として活用していただきたい。また、既に指定の手引きやガイドラインを策定している自治体においても、総量規制や意見申出制度といった指定事務に関連する制度を活用するにあたり、その導入方法や運用方法について参考にいただきたい。

(2) ガイドラインの概要

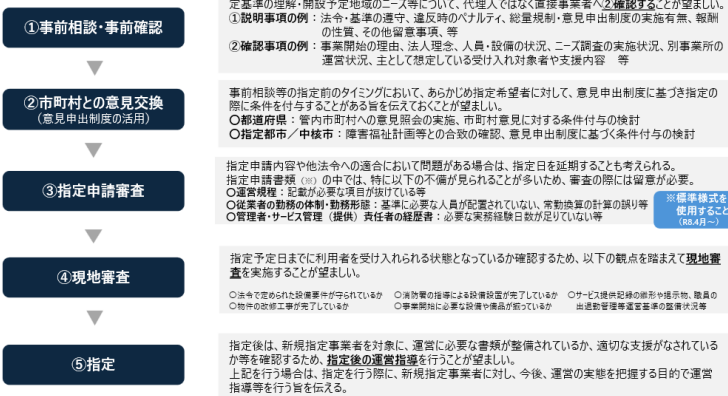
障害福祉サービス事業者等の指定のガイドライン（案）の概要

① 指定事務の流れ

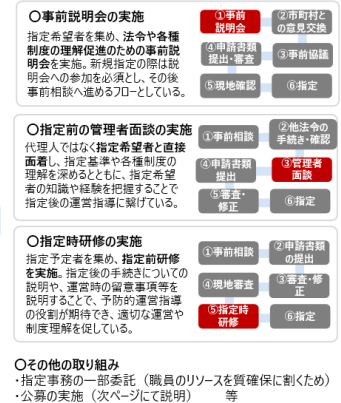
ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、**サービスの質の確保が極めて重要な課題**となっている。
- こうした状況下で、**事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割を担っている。**
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）



■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例



② いわゆる総量規制

制度概要

障害者総合支援法第36条第5項及び第38条第2項、障害者総合支援法施行規則第34条の20、児童福祉法第21条の5の15第5項及び第24条の9第2項、児童福祉法施行規則第18条の30の2

事業所等から指定申請があった時に、

- ①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数（＝供給サービス量）」が「都道府県等の障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数（＝サービス見込量）」以上となっている又は当該指定により超えることになる場合

- ② 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合

のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度（いわゆる総量規制）。以下単に「総量規制」という。）

■ 総量規制の対象サービス（2026年3月時点）

○障害者総合支援法

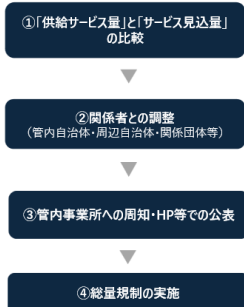
生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

○児童福祉法

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和9年4月1日からは共同生活援助が新たな対象サービスとなる。

■ 総量規制導入までの流れ（例）



障害福祉計画等の策定時や各年度の決まったタイミングでサービス量を確認し、「供給サービス量」≧「サービス見込量」となっている場合には**総量規制の実施を検討する。**

強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等、地域で不足する個別ニーズについては、右記の**例外規定の運用も併せて検討**を行うことが望ましい。

区域内の各自治体や、規制により影響があると考えられる周辺自治体と協議し、**規制の内容・実施時期・解除の方法等**について調整することが望ましい。

関係団体等との調整においては、例えば**自立支援協議会と事前に協議**し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

障害福祉サービス事業者等の新規開設を検討している事業者に対しては、自治体HP等での公表により周知を図る。

既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

例外規定の場合を除き、原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない。

実施後に総量規制を解除する際は、右記の**公募の実施による募集**を行うことが望ましい。

■ 総量規制のイメージ（上記概要①）

以下の場合には総量規制を検討し、指定しないことができる。



■ 例外規定の運用

地域で不足している個別ニーズ等については、**総量規制の対象外として例外規定を定め、供給サービス量の調整と地域ニーズの反映を図った運用**をすることが望ましい。

< 例外的な取り扱い >

- ・強度行動障害、重症心身障害者、医療的ケアを要する者等を対象とする場合
- ・事業継承等で実質的に支援体制に変更が無い新規指定の場合
- ・その他自治体が必要と認められる場合

■ 公募の実施（総量規制の解除）

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時、等）に「サービス見込量」が「供給サービス量」を上回っている場合（供給サービス量が不足している場合）は、**総量規制の解除を検討する。**

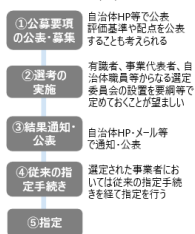
解除の方法として、サービスの質確保と地域ニーズを反映するために、**公募の実施による募集**を行うことが望ましい。

< 評価項目設定の観点（例） >

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や地域内における事業所の充足状況を確認する等
設備	訓練・作業室等必要な設備の設置状況が十分等
人員配置	人員の定数、従業者の経験年数等
事業継続性	運営資金が安定、収支見通しの把握が容易等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容などが、ニーズが明確等

上記のほか、具体的な支援対象者を明示したうえで、その支援対象者のニーズ、支援内容、運営管理体制等を作成・提出してもらい評価する方法も考えられる。

< 公募の流れ（例） >



③意見申出制度

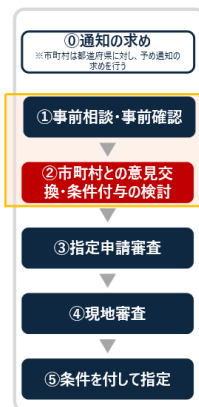
制度概要

障害者総合支援法第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第1項並びに第50条第1項第2号、児童福祉法第21条の5の15第6項から第8項まで及び第21条の5の23第1項並びに第21条の5の24第1項第2号

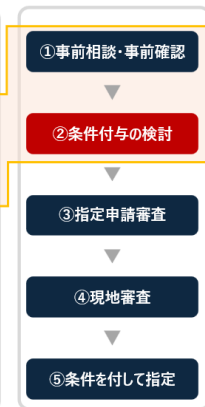
市町村が障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、**必要なサービスの提供体制の確保**を図るよう、令和6年4月から、

- 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
- 政令市、中核市においても、市の障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことをできることとした制度。

■ 指定フローの例（都道府県）



■ 指定フローの例（指定都市・中核市）



■ 意見申出制度活用時のポイント

- 事前相談段階で、意見申出制度により指定時に条件付与の可能性のある旨を指定希望者へ説明しておくことが望ましい。
- 都道府県においては、管内の市町村に対して、定期的（年1回、等）に通知を求めるサービスに変更がないか確認する等、**積極的に制度の活用を働き掛けること**が望ましい。
- 指定都市・中核市においては、自らが指定権者のため、通知の求めは不要であるが、例えば条件付与を行う可能性のあるサービスにおいては自治体HP等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用できると考えられる。
- 障害福祉計画等を踏まえた条件付与であることから、**市町村は本制度の積極的な活用を踏まえた障害福祉計画等の策定を行うこと**が望ましい。

■ 総量規制と組み合わせた活用方法

総量規制を実施している場合は、意見申出制度を併せて活用することで、以下のような運用方法が考えられる。

○ 総量規制 × 例外規定 と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、**例外的な取り扱い**（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアが必要な児者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定を行う場合においては、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、その旨（当該障害者の受け入れていること等）を条件として付すことで、**例外的な取り扱いを担保**することが考えられる。

■ 具体的に想定される条件の例

- ✓ 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者の**サービス提供地域や定員の変更（制限や追加）**を求めること
- ✓ 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、**事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること**
- ✓ サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ✓ 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること**

○ 総量規制 × 公募の実施 と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、公募の実施により事業者指定を行っている場合においては、**公募の際に要件としている内容**（例：開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、その旨（**公募の応募時に計画していた開設予定地域への開設を求めること、公募の応募時に計画していた支援が実施されるよう必要な人員・設備を揃えること等**）を条件として付すことで、**公募で付した条件を担保**することが考えられる。

2. 事業者指定申請の全体像

(1) 指定権者の役割

指定権者は指定の申請を受け付ける際に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法その他関係法令の規定をはじめ障害児者支援や障害福祉制度等の障害福祉サービス等の円滑な運営に必要な知識等を有しているか、利用者に適した支援内容となっているか、安定的・継続的にサービスを提供することが見込める事業計画となっているか等、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、障害者総合支援法第 36 条等の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。

そのため、指定申請の審査をするに当たっては、本ガイドラインの内容も踏まえ、適切に指定を行っていただきたい。

また、障害児者支援や障害福祉制度等といった障害福祉サービス等の円滑な運営のための知識が必要不可欠であるにもかかわらず、「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい。

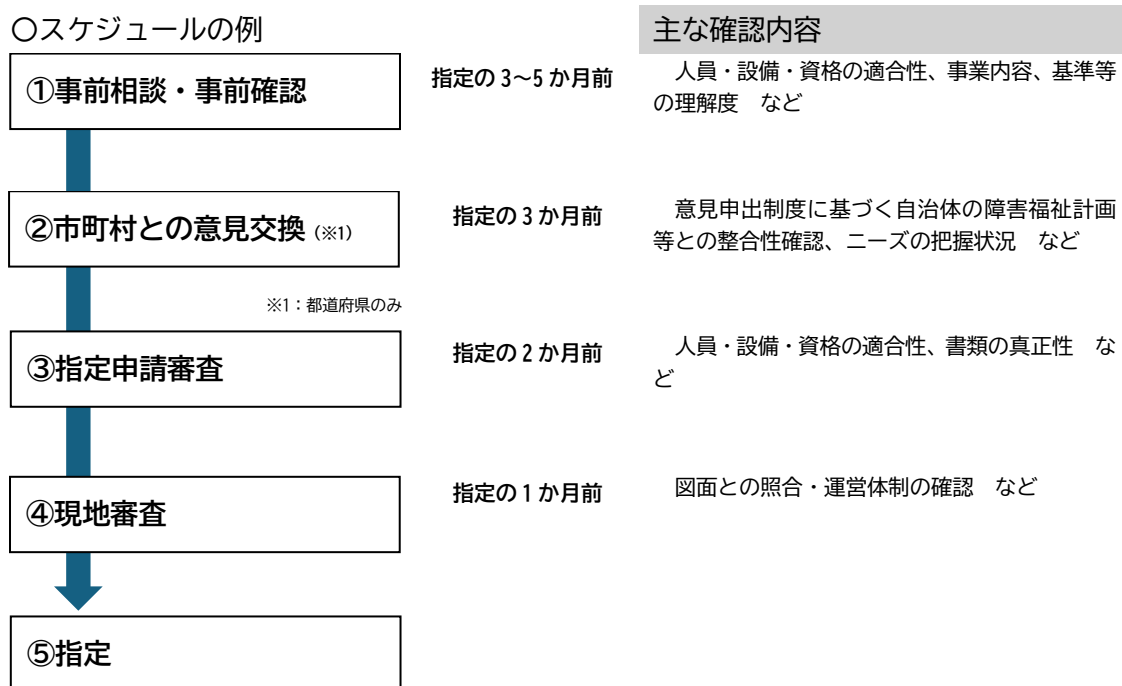
なお、障害福祉サービス等事業所の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理者等ではなく、必要に応じて本人確認を行い、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等（以下「法人の代表者等」という。）に対して行うこと。

また、少なくとも、事業計画書等の審査開始から、指定後、適切な運営が確認されるまで（例えば最初の運営指導まで）は、やむを得ないと認められる場合を除き、指定に係る審査時に面談等を行った法人の代表者等が一貫した事業運営を行うことが望ましいため、指定希望者に予めその旨を伝えること。

（２）新規指定の一般的な流れ

新規指定における一般的な指定事務の流れの一例を以下の通り示す。各指定権者の状況やサービス種別等により、必要に応じて内容を組み合わせながら指定事務を行うことが望ましい。

また、（３）に記載する取組事例も併せて参考にされたい。



①事前相談・事前確認

指定権者は、指定希望者に対し、指定申請書類を受理する前に、下記の説明事項及び確認事項を踏まえ、指定基準等について十分に説明するとともに、事業開始の理由等について確認を行い、特に高収益や高利回りを謳ったフランチャイズの加盟募集やコンサルタントの提案等により、福祉の経験がない又は利益最優先で支援体制が整っていないとはっきりとわかるものについては、必要な助言を行うことが望ましい。

なお、事前説明については、面談だけでなく、説明会のような集合形式を活用する等、効率的な実施も考えられる。一方で、事前確認については、個別性が高いことから、面談による方法で行うことが望ましい。

また、確認事項について説明を求める場合は、行政書士やコンサルティング会社等の代理人ではなく、事業の内容を把握している事業者の代表者等から説明してもらうことが望ましい。

<説明事項>

- ・ 障害者総合支援法・指定基準等の遵守
- ・ 障害者総合支援法・指定基準等に違反時のペナルティ（指定取り消し等）について
- ・ 個別支援計画の作成を含む利用者の支援方法について
- ・ 管内の優良事業所からの情報共有
- ・ 総量規制の実施状況について
- ・ 意見申出制度について（市町村への通知が必要なサービスに該当しているか、等）
- ・ 生産活動について（就労系サービスのみ）
- ・ 就労支援事業会計の取扱いについて（就労系サービスのみ）
- ・ その他の留意事項
（虐待防止に対する対応、報酬の性質、等）

<確認事項>

- ・ 事業開始の理由
- ・ 法人理念（障害者支援に対する理念や目的を含む）
- ・ 必要な知識を有しているか
- ・ 遵守すべき事項を理解しているか
- ・ 人員の状況（サービス管理責任者等の資格者や職員の確保見込等）
- ・ 設備の状況（設備基準、他法令への合致状況等）
- ・ 開設予定市町村との調整状況、ニーズ調査の実施状況等（開設地域のニーズを把握しているか）
- ・ 当該サービスや地域を選択した理由
- ・ 主として想定している受け入れ対象者や支援内容（障害種別や障害の程度等）
- ・ 申請事業者による別の既存事業所の実施状況（基準違反の状況等）
- ・ 就労支援の方針（就労系サービスのみ）

②意見申出制度に基づく市町村意見の確認・検討

令和6年4月から、意見申出制度が創設され、市町村が通知を求めているサービスにおいて事業者から指定申請があった場合、都道府県は当該関係市町村長にその旨を通知する。また、市町村から障害福祉計画等との調整を図る見地から意見があった場合は、その内容について当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる。

また、指定都市・中核市においては自らが指定権者であり、市町村障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要

と認める条件を付すことができる。

なお、意見申出制度の詳細については本ガイドラインの第4項にて改めて記載する。

③指定申請審査

指定申請書類の審査を行う際に、障害福祉サービス等事業への用途変更が完了していること、物件の改修工事や消防署の指導による設備の設置が完了又は完了見込みであるか確認した上で指定予定年月日を決定すること。

また、指定申請時に予定されていた確認事項、見込み事項等について、確実に完了しているかを、各種証明書類にて確認すること。なお、期日までの完了が確認できなければ、指定年月日を延長し、完了確認を行うこと。

指定申請書類の中では、特に以下の項目で不備が見られることが多いため、審査に際しては留意すること。

- ・ 運営規程
（記載が必要な項目が抜けている 等）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態の不備
（基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算が誤っている 等）
- ・ 管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書
（必要な実務経験日数が足りない 等）

なお、就労系サービスにおいて在宅支援が行われる場合は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）や「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 8（令和7年3月31日）問2」等に照らして、運営規程等が適切な内容になっているか確認すること。

また、就労系サービスにおける生産活動会計を含む経営的観点など、専門的な観点が必要と考えられる場合は、専門家により構成する専門家会議等による審査を実施し、その結果も踏まえて指定申請審査を行うことが望ましい。

<専門家例>

協議会等を構成する団体や地域の模範となる優良事業所、地域の社会福祉協議会等から推薦された者、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、公認会計士、弁護士、行政書士、よろず支援拠点 等

○申請書類の標準化について

令和 7 年 3 月 31 日、障害福祉サービス等事業者が自治体に対して行う指定申請等の手続について、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式等（標準様式等）により行うための法令上の措置が講じられた（令和 8 年 4 月施行）ため、指定審査は標準様式等を用いて行うこと。

■様式の掲載場所

- ・厚生労働省ホームページ「障害福祉分野における手続負担の軽減（指定申請等の様式の標準化等）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/seisansei/index.html

- ・こども家庭庁ホームページ「指定申請様式例一覧」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei/shitei>

④現地審査

指定申請書類に基づき、指定予定年月日までに利用者を適切に受け入れられる状態となっているか確認すること。申請事項についての事実確認の方法は、現地審査を実施することが望ましい。

- ・指定基準で定められている設備要件が守られているか
- ・物件の改修工事が完了しているか
- ・消防署の指導による設備の設置が完了しているか
- ・サービス提供記録のひな型や掲示物、職員の出退勤管理等、運営基準の整備状況
- ・事業開始に必要な設備や備品が揃っているか 等

⑤指定

指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、指定後の運営指導を行うことが望ましい。

上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

（３）指定事務におけるサービスの質確保に向けた取組事例

指定事務において、サービスの質確保に向けた取組を行っている自治体の事例を、以下の通り紹介する。各指定権者に状況に応じ、参考にできる部分は積極的に取り入れることが望ましい。

また、後述する３（４）総量規制の活用事例や４（４）意見申出制度の活用事例も組み合わせ活用いただきたい。

取組①：事前説明会等の実施

新規指定を希望する申請者に対して、障害福祉分野における法令や各種制度の理解を深めてもらうため、申請前に説明会や制度理解のためのフローを設けることで、新規事業者のサービスの質確保に繋げている事例がある。

<事例①>

自治体区分	都道府県
指定の流れ	① 事前説明会への出席（指定６か月以上前） →指定申請手続きの説明、指定基準、留意事項等を説明 ② 申請者から市町村への事前相談（指定４か月以上前） →開設予定の市町村障害福祉担当課へ障害福祉計画への合致を確認 ③ 事前協議（指定３か月以上前） →平面図を用いた設備基準の確認、人員における資格要件の確認等 ④ 指定申請書類の提出（指定２か月以上前） ⑤ 審査・修正、現地確認（指定１か月前） →現地確認は管轄する出先機関（福祉事務所）にて実施 ⑥ 指定（指定月１日）
備考	・ 新規指定を申請する事業者については、月１回開催している事前説明会（対面で実施）への参加を必須としており、説明会参加後に事前相談・指定申請に進むことができる。 ・ 新規指定申請について都度個別に電話等で対応するよりは業務の効率化が図れており、一定の効果が出ていると感じている。 ・ 申請者から市町村への事前相談の確認については、市町村の障害福祉計画との合致（ニーズの確認）に加えて、意見申出制度の活用を

	兼ねて実施。事業者から管内自治体へ事業内容を説明し、意見書を作成してもらう。意見書は指定申請書類と一緒に提出してもらっている。
--	---

<事例②>

自治体区分	都道府県
指定の流れ	① 事業所説明会の実施（指定の約4～6か月前） →Youtubeを活用した説明会・習熟度テストの実施 ② 事前相談（指定2～3か月前まで） →メールにて事業計画書や事前相談の様式（事前確認票）を提出してもらい、指定基準や事業内容の確認を実施 ③ 指定申請書類の提出（指定1か月前まで） ④ 審査・修正 ⑤ 指定（指定月1日）
備考	・ 新規指定を希望する事業者については、事業所説明会への申し込み・参加を必須としている。 ・ 事業所説明会は年に複数回実施（例：翌年4～6月に新規開設を予定している場合、前年の12月に説明会実施、等）。 ・ 説明会は、サービスの趣旨などを説明した Youtube 動画を、申し込みのあった事業者に対して一定期間配信。 ・ 説明会後に習熟度テストを電子申請フォームから回答・提出してもらうことで、視聴完了・事業所説明会へ参加したものをみなす。 ・ 事業所説明会へ参加を条件として、事前相談・指定申請に進むことができる。

取組②：申請者本人との指定前面談・研修等の実施

新規指定を希望する申請者に対して、障害福祉分野における法令や各種制度の理解を深めるとともに、申請者の制度理解や障害福祉サービス等事業の経験を把握することで指定後の運営指導に繋げるため、指定前に申請者本人と面談する機会や、新規指定予定の事業者を対象とした指定時研修を行っている事例がある。

<事例③>

自治体区分	指定都市
指定の流れ	① 事前相談（指定申請書類提出の1か月前まで） →指定様式（事前相談確認シート）を作成してもらい、各種指定内容や図面の確認 ② 他法令の手続き（指定申請書類提出前まで） →建築基準法や消防法などの他法令の確認を実施してもらう ③ 管理者面談の実施（指定申請書類提出の1週間前まで） →管理者、サービス管理責任者、法人の代表者等と、運営上のルールや法令の読み合わせを実施 ④ 指定申請書類の提出（指定希望月2か月前の15日まで） ⑤ 審査・修正 ⑥ 指定（指定月1日）
備考	・事前相談は代理人だけでも可としているが、管理者面談においては申請者本人（事業者）による出席が必須。そこで制度の理解度を改めて把握し、指定後の運営指導に繋げている。

<事例④>

自治体区分	中核市
指定の流れ	① 事前相談・事前協議（指定3か月前まで） →指定様式（事前協議書類）を提出してもらい、事業内容や人員・設備基準等の確認 ② 指定申請書類の提出（指定2か月前の中旬まで） →郵送で指定申請書類一式を提出してもらう ③ 指定申請書類の審査・修正（指定1か月前の月の10日まで） →書類の補正や修正対応等の実施 ④ 現地審査（指定日まで） ⑤ 指定時研修（指定日まで） →指定される予定の申請者（事業者）の管理者になる予定の者に対して、指定後に必要

	な手続き・運営基準の遵守等を説明 ⑥ 指定（指定月 1 日）
備考	・ 指定時研修は、翌月に指定される予定の申請者（事業者）の管理者を集め、指定後に必要な手続き・運営基準の遵守等を説明することで、制度理解等を深めてもらっている。 ・ また、事業者の任意ではあるが指定後の個別指導の機会を複数回設け、適切な運営に向けた指導等を実施している。

取組③：事前選考会・公募等の実施

総量規制を実施しているサービスや、障害福祉計画等に定める見込み量を超えているサービスにおいて、指定前に公募を実施したうえで事業者指定を行うことで、サービスの質確保や自治体における障害福祉計画等の達成に向けた取組を行っている事例がある。

公募については、後述する 3（3）総量規制の活用の流れにおいて詳細に記載する。

取組④：指定事務の一部業務委託

指定事務の件数が増加する中で、必要な審査部分に職員のリソースを集中し、質を落とさず効果的に指定事務を行うために、指定事務の一部を委託している事例もみられた。

具体的には、指定権者と委託事業者の役割分担・委託する業務内容を明確化し、適切に確認できる体制をとった上で、申請内容の一次確認（基準に準じているか、必要な書類が揃っているか等）、各種電話対応等の定型化しやすい業務を委託し、職員は、業務全体をマネジメントするとともに、委託業者が確認した書類を再確認・内容の審査を行うなど内容に関わる部分に集中することで、指定事務を効率的に行っている事例があった。

<事例⑤>

自治体区分	都道府県
指定の流れ	① 【委託】事前協議・問い合わせ対応 （指定申請書類提出の 2 週間前まで） →委託業者にて、基本的な指定新設手続きの案内や事前相談を行う 必要に応じて職員による事前相談や問い合わせ対応も行う 事前協議では、主に人員基準や設備基準といった基本的な指定基準等を確認 ② 【委託】指定申請書類の提出・審査（指定の 2 か月前まで） →委託業者にて、申請者から指定書類の授受、指定基準等の基本的な事項の確認 ③ 指定申請書類の審査・修正

	→委託業者にて確認を行った申請書類について、県職員で内容を審査 ④ 【委託】現地確認 →指定した確認事項に沿って、委託業者にて現地確認を実施 ⑤ 指定（指定月１日）
備考	・元々は介護保険分野において指定事務の一部を委託しており、障害福祉分野の業務量・指定件数増加に伴い、平成 30 年から委託を行っている。 ・委託しているのは、事前協議（内容に応じ職員も対応）、申請内容の一次確認（基準に準じているか、必要な書類が揃っているか等）、各種電話対応、現地確認。職員は、委託業者が確認した書類を再確認・審査するとともに、委託事業者では判断が難しい内容に対応する立場にいる。 ・委託を行った効果としては、かなり職員の業務負担が減少したと感じている。 ・このほか、新規指定後の各種届出等の事務を委託している事例もある。

(4) その他の指定に関連する手続きについて

①更新申請

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければならない。

更新指定審査においては、障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則において「既に提出している事項に変更がないときは、申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」旨規定されている事項については、特段の事情がない限り、申請書の記載又は書類の提出を省略させること、また、更新指定に係る書類については、原則、電子メール等による提出とすることが望ましい。

また、更新漏れを防止するために、有効期限満了日前の2～3か月前を目途に、更新に関する通知を行うことが考えられる。

なお、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算する。

②変更の届出

指定障害福祉サービス事業者等は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他主務省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービス等の事業を再開したときは、変更後10日以内に、標準様式等により変更を届け出なければならない。

<変更事項の例>

- ・ 障害福祉サービス事業所等の名称・所在地
- ・ 申請者・施設設置者の名称・主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名、住所、職名
- ・ 役員の氏名、住所
- ・ 事業所の平面図及び設備の概要等
- ・ 管理者・サービス管理（提供）責任者・児童発達管理責任者・相談支援専門員の氏名、住所
- ・ 利用定員（変更申請の対象となるもの以外）
- ・ 運営規程 等

また、指定障害福祉サービス等の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1か月前までに、その旨を届け出なければならない。

なお、変更の届出においても、障害者総合支援法施行規則及び児童福祉法施行規則において「既に提出している事項に変更がないときは、申請書の記載又は書類の提出を省略させる

ことができる」旨規定されている事項については、特段の事情がない限り、申請書の記載又は書類の提出を省略させること、また、変更の届出に係る書類については、原則、電子メール等による提出とすることが望ましい。

③指定の変更

指定障害福祉サービス事業者等は、以下の障害福祉サービス等において定員増加をする場合は、標準様式等により指定の変更を申請しなければならない。

＜対象となるサービス＞

生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、施設入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和 8 年 3 月 31 日、障害者総合支援法施行規則の一部を改正する命令が公布され、共同生活援助も対象となることとされている（令和 9 年 4 月 1 日施行）。

④加算の届出

介護給付費等の算定にあたっては、「平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号」の規定により、加算の算定の区分や、算定するサービス費等を決定することとなっている。以下の場合には標準様式等により、障害福祉サービス事業者等に届出させる必要がある。

届出事業者において通常想定される加算以外の加算について届出があった場合は、内容をよく確認すること。

＜算定される単位数が増える場合（新たに算定する・区分を上げる場合）＞

- ・届出が月の 15 日以前になされた場合：翌月から算定
- ・届出が月の 16 日以降になされた場合：翌々月から算定

＜加算等が算定されなくなる状況が生じた場合（取りやめる・区分を下げる場合）＞

- ・速やかにその旨を届出

⑤業務管理体制の整備

障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届ける必要がある。

<届出が義務づけられる事業者等の種類>

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

<届出書の内容>

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	// 主たる事業所の所在地
	// 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(※1)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(※2)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

※1：法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

※2：業務が法令に適合することを確保するための規程

事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数える。
事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数える。
(例：同一の事業所で、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所の指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとして数える)

<届出書の届出先>

届出は事業者等の種類ごとに行う必要がある。

事業所等の区分	届出先
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省

② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ 全ての指定事業所等が同一指定都市（※）内に所在する事業者等	指定都市（※） ※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含む
④ 全ての指定事業所等（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。）が同一中核市内に所在する事業者等	中核市
⑤ ①から④以外の事業者等	都道府県

⑥ 事業開始届

障害者総合支援法第 79 条及び児童福祉法第 34 条の 3 により、国及び都道府県等以外の者が障害福祉サービス事業や障害児通所支援事業等を行う場合、あらかじめ都道府県知事に届け出る必要があることとされているため、指定申請書類とは別に、以下の事項の届出をさせること。指定申請書類と併せて内容を確認すること。

<届出が必要な事項>

- ・ 事業の種類（障害福祉サービス事業を行おうとする者にあつては、障害福祉サービスの種類を含む。）及び内容
- ・ 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 運営規程（障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行おうとする者に限る。）
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- ・ 主な職員の氏名及び経歴
- ・ 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）（障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行おうとする者は除く。）
- ・ 障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援（施設を必要とする場合のみ）、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援のみ）、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業を行おうとする者は、当該事業の用に供する施設の名称、種類（短期入所のみ）、所在地及び利用定員
- ・ 障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業を行おうとする者は、当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ・ 事業開始の予定年月日

⑦ 障害福祉サービス等情報公表制度等（WAMNET の登録）について

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成 28 年 5 月に成立した改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障害福祉サービス等の内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等（都道府県、指定都市、中核市）が報告された内容を公表する仕組みを創設し、平成 30 年 4 月に施行された。

令和 6 年度からは、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」が創設されており、指定の際には、情報公表対象サービス等情報の報告（毎年度の更新）を行う必要があること、未報告の場合には減算が適用されることを伝えること。

また、障害者総合支援法施行規則第 34 条の 7 第 6 項等において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、指定更新の際には情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確実に確認すること。

また、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集し、適切な支援につなげることができるよう、児童関係施設、障害児関係施設、障害者関係施設、高齢者関係施設及び女性支援関係施設について災害発生時における被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）が令和 3 年度から運用開始され、対象となる災害が起こった際には、障害福祉サービス施設・事業所は、災害時情報共有システムを通じて被災状況の報告を行うとともに、自治体・国が被災状況を迅速に把握することとなっている。

災害時情報共有システムの基本情報は、障害福祉サービス等情報公表システムにて公表されている情報が自動で反映されることから、災害時の被災状況の把握を円滑に行うためにも、事業者に対して確実に障害福祉サービス等の内容等の報告をさせること。

<実施主体>

都道府県、指定都市、中核市

※ 1 市区町村（指定都市、中核市を除く）分の指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者の情報については、都道府県が公表を行う。

※ 2 中核市分の指定障害児入所施設等業者の情報については、都道府県が公表を行う。

ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者の情報の公表を行う。

<事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き>

指定障害福祉サービス等事業者は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとする時、毎年度各都道府県等が定める時点において、当該サービスを提供する事業所の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報を報告する。

事業者は、原則、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム」（独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト（WAMNET））上において、障害福祉サービス等情報を入力し、当該システムを通じて都道府県等に報告する。

<都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き>

実施主体の都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、原則、報告から2カ月以内に、「障害福祉サービス等事業所情報検索システム（WAMNET）」上で受理・確認し、公表する。

■参考：厚生労働省 HP「障害福祉サービス等情報公表制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

■参考：独立行政法人 福祉医療機構 HP「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

■参考：独立行政法人 福祉医療機構 HP「障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡板」

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/jigyo/>

(5)【参考】サービス種別のガイドラインについて

指定にあたっては、サービス種別毎に作成されているガイドラインも併せて参考にされたい。

サービス種別	ガイドライン名
就労継続支援 A 型・B 型	指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン
共同生活援助	共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン
児童発達支援	児童発達支援ガイドライン
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスガイドライン
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援ガイドライン

(6)【参考】サービス種別の指定基準について

サービス種別の指定基準については、別添を参照されたい。

3. 総量規制について

(1) 概要

事業所等から指定申請があった時に、

①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数(以下「供給サービス量」という。)」が「都道府県等の障害福祉計画等において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用(入所)定員の総数(以下「サービス見込量」という。)」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合

②都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度。

2026 年 3 月現在、障害者総合支援法及び児童福祉法では以下の障害福祉サービス等が総量規制の対象となっている。

○障害者総合支援法

生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、障害者支援施設

※令和 8 年 3 月 31 日、障害者総合支援法施行規則の一部を改正する命令が公布され、共同生活援助も対象となることとされている(令和 9 年 4 月 1 日施行)。

○児童福祉法

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

<根拠法令>

障害者総合支援法第 36 条第 5 項及び第 38 条第 2 項

障害者総合支援法施行規則 第 34 条の 20

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 15 第 5 項及び第 24 条の 9 第 2 項

児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 18 条の 30 の 2

（２）制度の背景・目的

総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている仕組みである。

近年、市町村・都道府県が障害福祉計画等に定める「障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」を上回り、サービス提供量が増加し続けている地域がある一方で、相対的に提供体制が薄い地域が存在し、結果的に利用者のニーズへの対応状況にばらつき（地域差）が大きくなっている。

この地域差を緩和するためには、高齢化・人口減少が進み、大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域といった地域ごとに状況が異なる中で、それぞれの状況に応じて必要なサービスが提供される体制を整備する必要があるが、利用者のニーズに対して必要なサービスの供給が追いついていない地域においてサービス提供体制の整備を図るためにも、まずは、計画に定める「必要な量の見込み」を上回りサービス提供量が増加し続ける状況を緩和する必要がある。

われている制度であることや、国費に係る自治体間の公平性の観点なども踏まえれば、一定程度、地域差を是正し、質を確保しつつ、供給が計画的かつ効率的に行われることが必要である。

こうした状況も踏まえつつ、地域の状況に応じて、総量規制の仕組みの活用が考えられる。

（３）総量規制の活用の流れ

<総量規制導入までの一般的な流れ>

総量規制を導入するまでの流れを以下の通り示す。

総量規制 導入の流れ	① 「供給サービス量」と「サービス見込量」 の比較 ↓	「供給サービス量」>「サービス見込量」を確認
	② 管内自治体・周辺自治体・関係団体等 との調整 ↓	規制の内容、実施時期、総量規制の解除の方法等について調整
	③ 管内事業所への周知・HP 等での公表 ↓	自治体 HP・メール等で通知・公表
	④ 総量規制の実施	

①「供給サービス量」と「サービス見込量」の比較

障害福祉計画等の策定時や、各年度の決まったタイミングにおいて、「供給サービス量」と「サービス見込量」を比較し、「供給サービス量」>「サービス見込量」となっている場合には総量規制の実施を検討する。

比較する際は、都道府県の場合は圏域単位や市町村単位、指定都市であれば行政区単位等、都道府県等が障害福祉計画等で定める区域ごとに比較し、地域バランスの調整を図ったうえで総量規制の実施を検討することが望ましい。

また、地域のニーズに応じて、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等に対するサービスなど、サービスごとに、地域で不足する個別ニーズについては例外的に取り扱えるよう、例外規定を含めた運用方法を検討することが望ましい。

○総量規制の例外的な取り扱いの例

- ・強度行動障害者、重症心身障害者、医療的ケアを要する者等を対象とする場合
- ・その他、自治体が必要と認める場合 等

②管内自治体・周辺自治体・関係団体等との調整

都道府県においては、総量規制を実施する圏域の各市町村と協議し、規制の内容（サービス）、実施時期、総量規制の解除の方法等について調整することが望ましい。

また、関係団体等との調整においては、自立支援協議会と事前に協議し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

③管内事業所への周知・HP 等での公表

障害福祉サービス事業所等の新規開設を検討している事業者に対しては、HP 等での公表により周知を図る。既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

④総量規制の実施

既に指定申請を受け付けている場合を除き、総量規制の実施後は原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない（例外的な取り扱いを除く）。

<総量規制実施後の運用>

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時等）に管内の「供給サービス量」と「サービス見込量」を確認する。

総量規制の解除に際しては、サービスの見込み量とその時点の供給量の差分の新たな供給について、サービスの質の確保の観点からも、各地域のニーズに応じて、公募制による募集を行うことが望ましい。

<公募の流れ>

総量規制を解除する際の公募の実施について、以下の通りその一例を示す。

公募の流れ	① 公募要項の公表・募集	(指定開始の 6 か月前頃)	自治体 HP 等で公表
	↓		
	② 選考の実施	(指定開始の 4 か月前頃)	選定委員会等での選考の 実施
	↓		
	③ 結果の通知・公表	(指定開始の 3 か月前頃)	自治体 HP・メール等で通 知・公表
	↓		
	④ 従来指定手続き	(指定開始の 2 か月前頃)	
	↓		
	⑤ 指定	指定開始月 1 日～	

①公募要項の公表・募集

公募を実施する際は、対象サービス、応募要件、募集予定数、選定方法、選定基準、公募スケジュール、応募方法等を記載した公募要項を公表し、一定期間募集を行う。

選定基準については、以下の観点を参考に、障害福祉計画等の達成に必要と考えられる項目を設定し、評価基準や配点も併せて公表することも考えられる。

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や各地域内における事業所の充足状況を勘案
設備	訓練・作業室や発達支援室等の面積、その他設備等の設置状況等が十分か等
人員配置	人員配置や従事者等の充実度、従事者の経験年数等
事業継続性	これまでの運営実績、収支見通しの根拠が明確か等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
事業所開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等

上記のほか、具体的な支援対象像を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援方針、支援内容、個別支援計画等を作成し提出してもらうという方法も考えられる。

②選考の実施

有識者、事業者の代表者、自治体職員等からなる選定委員会を設置し、選定基準に沿って選考を行う。なお選定委員会是要綱等でその設置を定めておくことが望ましい。

また、選考の流れについては、書類上で指定基準（人員基準・設備基準）を満たしている事業者を一次審査で選定し、その後、二次審査で選定基準に沿っているかを選定委員会にて選考するという方法が考えられる。

③結果の通知・公表

応募事業者に対して公募結果を通知するとともに、必要に応じて自治体 HP 等で選定結果を公表する。

④従来の指定手続き・⑤指定

新規指定の流れに沿って、一定期間内に指定手続きを行い、指定を行う。

（４）総量規制の活用事例

総量規制の活用事例について、以下の通り紹介する。

<事例①>圏域単位で規制を実施している事例

自治体区分	都道府県
規制を実施しているサービス	就労継続支援Ｂ型（県内の一部圏域で実施）
総量規制実施の経緯	見込量に対してサービス量が上回っているため。 また、当該圏域では就労継続支援Ｂ型事業所において定員割れしている事業者が多くみられ、サービス供給が過剰であると判断したため。
検討の流れ	① 見込み量と供給サービス量の比較 ② 県の自立支援協議会で総量規制の実施について検討 ③ ②で必要と認められた場合、関係市町との協議 ④ 一部地域（圏域の中で人口が多い市）において試験的に規制を先行実施 ⑤ 圏域全体で規制を実施
例外的な取り扱い	開設予定の市町村及び圏域の指定事務を管轄する出先機関において、必要と認められる場合は指定を行う（地域の実情やニーズに沿ったサービス提供か、適切な事業所運営の実現性が十分か 等）。 新規事業所開設を検討している事業者は、開設予定の市町村に事業の説明を行ったうえで、意見書を作成してもらい、それをもって県民局にて指定の検討・手続きを行う。
規制の解除	解除の方法については検討中。

<事例②>公募を行っている事例

自治体区分	指定都市
規制を実施しているサービス	就労継続支援 B 型（公募は未実施） 児童発達支援 放課後等デイサービス
総量規制実施の経緯	障害児福祉計画に定める見込量に対してサービス量が上回っているため。 また、多くの事業所がある中で、発達支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題であった。 自立支援協議会や事業者団体においても同様の課題意識があり、市と協議会等間で協議を重ね、総量規制によって事業者を指定しないことを根拠としつつ、市が定める選定基準を満たしていると判断できる事業者を選定し、指定する選定制度（公募）の実施に至った。
検討の流れ	① 見込み量と供給サービス量の比較 ② 市の自立支援協議会等にて選定制度について協議 ③ 管内事業所への通知・自治体 HP 等で公表 ④ 選定制度の実施
例外的な取り扱い	・ 主として重症心身障がい児を受け入れる事業所 ・ 看護職員を配置（派遣による配置を除く）して医療的ケア児を受入れ、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定をする事業所 ・ 吸収合併等の前後で施設・事業所の職員に変更がない等、実質的に継続した運営であると市が認める事業所 上記の事業所の指定については総量規制の対象とせず、意見申出制度の活用により指定に際して付す条件とし、随時指定を行う
規制の解除	年に 1 度、障害福祉計画等に定める見込み量に対して不足している分について、選定予定数をあらかじめ定めた上で公募による募集を実施。 ■公募の流れ（スケジュールの例） ① 4 月 1 日～ （総量規制実施前）新規指定申請の受付停止 ② 5 月～ 6 月 選定制度による募集期間 ③ 7 月 選定委員による採点、選定委員会 ④ 7 月末日 事業者への結果通知 ⑤ 10 月～翌年 9 月 選定された事業者を新規指定 ※以降、②～⑤の手順を繰り返す

	■公募要項の策定 以下の項目で、選定基準を設定。 ・ 設備、人員等 -所在地（開所予定地の小学校区内における事業所数等） -設備（発達支援室の面積、その他設備等の設置状況等） -人員配置（職員配置や従事者等の充実度、従事者の経験年数等） -事業継続性（運営実績や収支見通し等） -職員の質向上の取り組み（研修等の取り組み、職場環境向上の取り組み等） -運営方針（地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等） ・ 支援の内容等 -具体的な支援対象事例を示し、その支援対象へのアセスメント、支援方針、支援内容、個別支援計画の策定等（様式任意で作成してもらう） ■選定の実施 ・ 選定委員会の設置は、要綱にて定めている。 ・ 有識者（学識者等含む）等からなる選定委員が、書類選考及び面接により、アセスメント、個別支援計画、運営実績等が選定基準に沿っているか等の審査を実施。 ・ 選定後、全応募者に対して結果を通知。基準を満たした事業者は、指定申請手続きへ進む。
--	--

<事例③> 公募を行っている事例

自治体区分	指定都市
規制を実施しているサービス	就労継続支援 B 型（公募は未実施） 児童発達支援 放課後等デイサービス
総量規制実施の経緯	障害児福祉計画に定める見込量に対してサービス量が上回っているため。 また、市内の各事業者団体からも事業所の急激な増加について指摘があったため。
検討の流れ	① 見込み量と供給サービス量の比較 ② 市内の事業者団体等との調整（意見交換等） ③ 管内事業所への通知・自治体 HP 等で公表 →就労継続支援 B 型については、総量規制実施の約 1 か月前に公表を実施 ④ 規制を実施

例外的な取り扱い	児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービス事業所については総量規制の対象外としている。
規制の解除	見込量・供給量を区・支所ごとに管理しており、障害児福祉計画に定める見込み量に対する不足分についてのみ、年に１度、公募を実施。 ■公募の流れ（スケジュールの例） ① 公募要項等の公表（６月頃） ② 講習会の実施（７月頃） →申請書類に関する説明及び障害福祉サービス等の制度を正しく理解いただくことを目的とした講習会を実施（公募申し込みの際に必須） ③ 事前相談（７～８月頃） ④ 公募申し込み（８月頃） ⑤ 事業者選定（９月中） ⑥ 結果の通知・指定手続き（年度内） ■公募要項の策定 以下の項目で、選定基準・配点を設定。 ・設備、人員等 -所在地（開所予定地の小学校区内における事業所数等） -設備（発達支援室の面積、その他設備等の設置状況等） -人員配置（職員配置や従事者等の充実度、支援体制、従事者の経験年数等） -相談支援の実施有無 -事業継続性（運営実績や収支見通し等） -職員の質向上の取り組み（研修等の取り組み、職場環境向上の取り組み等） -ガイドライン及び自主点検表に関する理解 -運営方針等（地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等） ・支援の内容等 -具体的な支援対象像（ケース事例）を示し、その支援対象へのアセスメント、支援方針、支援内容、個別支援計画の策定等（様式指定） ■選定の実施 ・条例で定める審議会の中に選定部会を設置。 ・選定部会にて、アセスメント内容等が選定基準に沿っているか等の採点を実施。 ・書類の審査に加えて、申請者によるプレゼン審査を実施。支援プロ

	グラムの内容を含む、審査項目すべてを選定部会にて審査。 ・ 選定後、全応募者に対して結果を通知。基準を満たした事業者は、指定申請手続きへ進む。 ・ 指定審査の一環として、児童発達支援センターで1か月程度の実地研修を経たのち、指定手続きの上指定を行う。
--	---

<事例④> 中核市で規制を実施している事例

自治体区分	中核市
規制を実施しているサービス	生活介護 就労継続支援 B 型 児童発達支援 放課後等デイサービス
総量規制実施の経緯	中核市に移行した時点で、見込量を大幅に超えている状態であったため。
検討の流れ	初めて総量規制を導入する際は、中核市に移行してすぐでもあったため、1年程度の周知期間を設け、その後総量規制を実施した。 はじめは、市内で事業を検討していた事業者からの反発の声もあったが、一度導入してしまった後は、総量規制を実施しているという認識の周知が進み、大きな混乱はなく運用できている。
例外的な取り扱い	医ケアや重度心身障害者などの受入れを行う場合、および事業継承で新規申請と同じ扱いになってしまう場合は例外的に指定を認めることとしている。
規制の解除	毎年3月の集団指導のタイミングで、見込量を下回っていた場合には解除を検討する。解除の際には、一気に門戸を開かず、不足分について公募制での募集を検討している。

(5) 留意事項

総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう、設けられている仕組みであり、あくまで指定権者にその裁量がある（「指定をしないことができる」）。

このため、総量規制を発動できる場合であっても、強度行動障害の状態にある者や医療的ケアを必要とする者等の個別ニーズについては例外的に取り扱えるよう、例外規定を含めた運用方法を周知し、こうした方々の受入れに支障がないようにすることが重要である。

また、総量規制は、障害福祉サービス等事業所が乱立することによる質の低下を防ぐ等、

新規の事業者指定において一定程度サービスの質の確保に資すると考えられるが、一方で、既に指定されている事業所についても、運営指導等を通してサービスの質確保の取組を継続して行っていくことが望ましい。

さらに、障害福祉計画等の見込量においては、総量規制の実施の根拠となりえるものであることから、計画策定時には地域のニーズ等の実態を反映するよう努めることが望ましい。

4. 意見申出制度

(1) 意見申出制度の概要

意見申出制度は、都道府県が障害福祉サービス等事業者の「新規指定」や「指定更新」を行う際、その事業所の所在地である市町村が、障害福祉計画等との調整を図る見地から、都道府県に対して意見を申し出ることができる制度である。

指定都市、中核市においては、自らが「新規指定」や「指定更新」を行う際に、障害福祉計画等との調整を図る見地から、必要と認める条件を付すことができる。

<根拠法令>

★障害者総合支援法 第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第1項並びに第50条第1項第2号

★児童福祉法第21条の5の15第6項から第8項まで及び第21条の5の23第1項並びに第21条の5の24第1項第2号

(2) 制度の背景・目的

市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。

この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、令和6年4月から、

- ・市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること

- ・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとした。

上記のとおり、本制度は、地域に必要なサービス提供体制の確保に資するものであるため、各都道府県・市町村が連携の上、積極的に活用することが望ましい。

各都道府県においては、管内の市町村へ制度の周知を図るとともに、市町村の障害福祉計画等の実現にむけて積極的に活用するよう促すことが望ましい。その際、市町村の障害福祉計画等の記載が意見の根拠となるため、本制度の活用を前提として計画を策定するよう促すこと。

各指定都市、中核市においても、障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができ

るため、本制度の活用を念頭において計画を策定の上、積極的に制度の活用することが望ましい。

なお、意見申出制度により付した条件に反した場合は、障害者総合支援法第 49 条第 1 項並びに第 50 条第 1 項第 2 号により、勧告や指定の取消し処分の対象となりうる。

（３）活用の流れ

意見申出制度を活用する際の一般的な流れを以下の通り示す。

○都道府県

都道府県は、あらかじめ管内の市町村に対して通知の求めを必要とするサービスの有無を明示的に確認するとともに、定期的（例えば年に１度、等）に通知を求めるサービスに変更が無いかな管内の市町村へ確認を行う等、積極的に制度の活用を働きかけることが望ましい。

また、指定希望者の指定申請後に市町村への意見照会を行う場合であっても、事前相談段階で、市町村の意見照会により条件付与の可能性のある旨を指定希望者に説明しておくことが望ましい。

<事例①> 指定申請前に意見照会を実施する場合

自治体区分	都道府県	
指定の流れ	① 通知の求め	（事前） 事前に市町村⇒都道府県へ意見照会を行うサービスについてあらかじめ通知の求めを行っておく。
	② 事前相談	（４か月前） 事業計画書や平面図等の必要事項の確認。 市町村の意見照会により条件付与の可能性のある旨を伝える。
	↓	
	③ 市町村への意見照会	（３か月前） 事前相談の内容をもって、都道府県⇒市町村へ、事業所情報を通知し、意見照会を実施。 市町村には、２週間程度の期限をもって、意見の有無を検討してもらう。
	↓	
	④ 指定申請書類の提出	（２か月前） ↓

	⑤ 指定申請書類の審査・ 修正	(1 か月前)	必要に応じて書類の補正等
	↓		
	⑥ 現地審査		
	↓		
	⑦ 指定	指定月 1 日	指定通知書と一緒に、付与する条件がある場合は、併せて提示する。

<事例②> 指定申請後に意見照会を実施する場合

自治体区分	都道府県		
指定の流れ	① 通知の求め	(事前)	事前に市町村⇒都道府県へ意見照会を行うサービスについてあらかじめ通知の求めを行っておく。
	② 事前相談	(4 か月前)	事業計画書や平面図等の必要事項の確認。 市町村の意見照会により条件付与の可能性のある旨を伝える。
	↓		
	③ 指定申請書類の提出	(3 か月前)	指定申請書類の提出
	↓		
	④ 市町村への意見照会	(2 か月前)	指定申請書類の提出がなされたことをもって、都道府県⇒市町村へ、事業所情報を通知し、意見照会を実施。 市町村には、2 週間程度の期限をもって、意見の有無を検討してもらう。
	↓		
	⑤ 指定申請書類の審査・ 修正	(1 か月前)	必要に応じて書類の補正等
	↓		
	⑥ 現地審査		
	↓		
	⑦ 指定	指定月 1 日	指定通知書と一緒に、付与する条件がある場合は、併せて提示する。

○指定都市・中核市

指定都市・中核市においては、自らが指定権限を持つため、指定に際して意見申出制度に基づく条件付与の検討を行うフローを組み込むことが望ましい。

障害福祉計画等に基づき条件付与を行う可能性のあるサービスについては、自治体ＨＰ等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用することができると考えられる。

<事例③> 指定都市・中核市が意見申出制度を活用する場合

自治体区分	指定都市・中核市		
指定の流れ			事業計画書や平面図等の必要事項の確認。
	① 事前相談	(4 か月前)	意見申出制度による条件付与の可能性がある旨を伝える。
	↓		
	② 意見申出制度に基づく条件付与の検討	(3 か月前)	事前相談の内容をもって意見申出制度に基づく条件付与について検討(障害福祉計画等との合致の確認等)。
	↓		
	③ 指定申請書類の提出	(2 か月前)	指定申請書類の提出
	↓		
	④ 指定申請書類の審査・修正	(1 か月前)	必要に応じて書類の補正等
	↓		
	⑤ 現地審査		
	↓		
	⑥ 指定	指定月 1 日	指定通知書と一緒に、付与する条件がある場合は、併せて提示する。

また、総量規制を実施している場合、意見申出制度を併せて活用することで以下のような運用方法が考えられる。

○例外的な取り扱いを実施している場合

総量規制を実施しているサービスにおいて、例外的な取り扱い（例：強度行動障害者、重症心身障害者、医療的ケアが必要な障害者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定する場合においては、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際にその旨を条件として付すことが考えられる。

○公募を実施している場合

公募の際に要件としている内容（開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、意見申出制度を活用し、指定の際にその旨を条件として付すことが考えられる。

(4) 意見申出制度の活用事例

<想定される条件>

- ①市町村が計画に記載した障害福祉サービス等のニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- ②市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- ③サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ④計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

<実際の活用事例>

	市町村からの意見	根拠となる 計画の記載	都道府県が 実際に付した条件
事例①	特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。 (短期入所)	重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。	医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。
事例②	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。 (共同生活援助)	県が実施する「強度行動障害者支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。	強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。
事例③	就労移行支援や就労継続支援A型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。 (就労継続支援B型)	通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へとといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます。	障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。
事例④	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。 (児童発達支援)	障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。	障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
事例⑤	市の（自立支援）協議会に参加すること。 (各サービス)	障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、(略)、サービスの提供体制の整備に努めます。 ※共同生活援助の場合	市の（自立支援）協議会に参加すること。

（５）留意点

制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であることを踏まえ、意見申出制度により付することのできる条件の内容は、障害福祉計画等に記載されていることが必要である。このため、市町村においては、本制度を活用することを前提に、地域の関係者と議論を行い、障害福祉計画等の策定を行うことが望ましい。

なお、障害福祉計画等に記載されたニーズに基づき検討された条件であれば、事例に記載している「～するよう努めること」といった条件付与だけでなく、「～すること」（例：医療的ケアの必要な障害者を受け入れること）といった条件を付すことも制度上可能である。例えば、上述のように、総量規制における例外的取り扱いや公募制の条件の担保のために、意見申出制度を組み合わせることも考えられる。

以上